

3 健障支第 63 号
令和 3 年 4 月 21 日

各障害福祉サービス等事業所
管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

「まん延防止等重点措置」の適用に係る障害福祉サービス等事業所の対応について（依頼）

日頃より、感染拡大防止に取り組みながら障害福祉サービスの提供を継続していただき、ありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染再拡大を受け、国において、愛知県に対する新型インフルエンザ等対策特別措置法（平 24 年法律第 31 号）に基づく「まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。

つきましては、各事業所等において、愛知県作成の別紙「まん延防止・第 4 波の抑制に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ」をご確認いただくとともに、更なる感染防止対策の徹底を図りつつ、引き続き障害福祉サービス等の提供に努めていただきますようお願いいたします。

なお、障害福祉サービス等の提供にあたっては、厚生労働省からの令和 2 年 10 月 15 日付け事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）」等を参考に適切な対応をお願いいたします。

愛知県内においても、従来型と比べ感染力が強く重症化しやすいといわれている変異株ウイルスによる感染が増加しており、事業所内においても、常時マスクを着用する、部屋の換気を十分に行う、共用の電話やパソコン、手指のこまめな消毒を行う、居場所の切り替わりでの対策を徹底するといった基本的な感染予防策がこれまで以上に重要となっております。利用者や従事者の皆さまに対して十分に注意していただくよう、お願いします。

障害者支援課指定指導係
電 話 052-972-2578
F A X 052-972-4149